

告 示

埼玉県告示第千二百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メイあさかセンター

三 代表者の氏名

尾池 富美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市本町二丁目七番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者まで、年齢や立場を超えて連携し、生涯学習社会、高齢社会、国際化社会、情報化社会について学習と活動を基に、調査・研究を推進すると共に、他団体活動の支援を行うことで、より良い生活ができる地域づくりに寄与することを旨とします。